

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 沖縄振興特別措置法の一部改正

一 沖縄振興基本方針等

沖縄振興基本方針及び沖縄振興計画は、令和四年度を初年度として十箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬものとする。 (第三条の二第三項及び第四条第四項関係)

二 特別地区・地域制度等

1 観光地形成促進計画等

(一) 観光地形成促進計画に定める事項等

観光地形成促進計画に定める事項として、沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果及び(二)の観光地形成促進措置実施計画の認定に関する基本的事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。 (第六条及び第七条関係)

(二) 観光地形成促進措置実施計画の認定等

観光地形成促進地域において国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成の促進に必要な施設の整備その他の措置（以下「観光地形成促進措置」という。）を実施する者は、観光地形成促進計画に即して、観光地形成促進措置の実施に関する計画（以下「観光地形成促進措置実施計画」という。）を作成し、当該観光地形成促進措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。ことその他所要の規定の整備を行うこと。

（第七条の二及び第七条の三関係）

（三） 中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例

認定観光地形成促進措置実施計画に従って実施する観光地形成促進措置に関する中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例及び中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）の特例を設けること。

（第七条の四及び第七条の五関係）

（四） 課税の特例

観光地形成促進地域において認定観光地形成促進措置実施計画に従って特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した（二）の認定を受けた事業者（主務大臣が定める基準に適合することについて主

務大臣の確認を受けた者に限る。) について、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする事。 (第八条関係)

(五) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(四)の事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定める事。

(第九条関係)

(六) 輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)で定めるところにより、その関税を免除する物品として、沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため旅客ターミナル施設等又は特定販売施設において小売業の業務を行う者から電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により購入し、旅客ターミナル施設等において引渡しを受ける物品であつて、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものを追加すること。 (第二十六条関係)

2 情報通信産業振興計画等

(一) 情報通信産業振興計画に定める事項等

情報通信産業振興計画に定める事項として、沖縄県が情報通信産業振興地域において実施しようとする措置の実施を通じて情報通信産業の振興が図られることにより見込まれる効果及び(二)の情報通信産業振興措置実施計画の認定に関する基本的事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第二十八条及び第二十九条関係)

(二) 情報通信産業振興措置実施計画の認定等

情報通信産業振興地域において情報通信産業の振興に必要な施設の整備その他の措置(以下「情報通信産業振興措置」という。)を実施する者は、情報通信産業振興計画に即して、情報通信産業振興措置の実施に関する計画(以下「情報通信産業振興措置実施計画」という。)を作成し、当該情報通信産業振興措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

(第二十九条の二及び第二十九条の三関係)

(三) 情報通信産業特別地区における認定法人の実施状況の報告等

情報通信産業特別地区における特定情報通信事業の認定を受けた法人は、当該事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

(第三十条関係)

(四) 中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例

認定情報通信産業振興措置実施計画に従って実施する情報通信産業振興措置及び認定特定情報通信事業に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を設けること。

(第三十条の二及び第三十条の三関係)

(五) 課税の特例

(1) 情報通信産業振興地域において認定情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業の用に供する設備を新設し、又は増設した(二)の認定を受けた事業者(主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十一条第一項関係)

(2) (三)の認定を受けた法人(主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定情報通信事業に係る所得について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第三十一条第二項関係)

(六) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(五)の(1)の事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

(第三十二条関係)

3 産業イノベーション促進計画等

(一) 産業イノベーション促進計画に定める事項等

産業のイノベーション（産業高度化・事業革新促進事業を行う企業の集積を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化をいう。）を促進するための計画（以下「産業イノベーション促進計画」という。）に定める事項として、沖縄県が産業イノベーション促進地域において実施しようとする措置の実施を通じて産業のイノベーションが促進されることにより見込まれる効果及び(二)の産業高度化・事業革新措置実施計画の認定に関する基本的事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第三十五条及び第三十五条の二関係)

(二) 産業高度化・事業革新措置実施計画の認定等

産業イノベーション促進地域において製造業等の産業高度化若しくは事業革新に必要な施設の整備その他の措置又は産業高度化・事業革新促進事業に必要な施設の整備その他の措置（以下「産業高度化・事業革新措置」という。）を実施する者は、産業イノベーション促進計画に即して、産業高度化・事業革新措置の実施に関する計画（以下「産業高度化・事業革新措置実施計画」という。）を作成し、当該産業高度化・事業革新措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

（第三十五条の三及び第三十五条の四関係）

（三） 中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例

認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って実施する産業高度化・事業革新措置に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を設けること。

（第三十五条の五及び第三十五条の六関係）

（四） 課税の特例

産業イノベーション促進地域において認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って製造業等

又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新設し、又は増設した(二)の認定を受けた事業者（主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。）について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

（第三十六条関係）

(五) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(四)の事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

（第三十七条関係）

4 国際物流拠点産業集積計画等

(一) 国際物流拠点産業集積計画に定める事項等

国際物流拠点産業集積計画に定める事項として、沖縄県が国際物流拠点産業集積地域において実施しようとする措置の実施を通じて国際物流拠点産業の集積が図られることにより見込まれる効果及び(二)の国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定に関する基本的事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。

（第四十一条及び第四十二条関係）

(二) 国際物流拠点産業集積措置実施計画の認定等

国際物流拠点産業集積地域において国際物流拠点産業の集積に必要な施設の整備その他の措置（以下「国際物流拠点産業集積措置」という。）を実施する者は、国際物流拠点産業集積計画に即して、国際物流拠点産業集積措置の実施に関する計画（以下「国際物流拠点産業集積措置実施計画」という。）を作成し、当該国際物流拠点産業集積措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

（第四十二条の二及び第四十二条の三関係）

(三) 国際物流拠点産業集積地域における認定法人の実施状況の報告等

国際物流拠点産業集積地域における特定国際物流拠点事業の認定を受けた法人は、当該事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

（第四十四条関係）

(四) 中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例

認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って実施する国際物流拠点産業集積措置及び認定特

定国際物流拠点事業に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を設けること。
(第四十八条及び第四十九条関係)

(五) 課税の特例

(1) 国際物流拠点産業集積地域において認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業の用に供する設備を新設し、又は増設した(二)の認定を受けた事業者(主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた者に限る。)について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (第五十条第一項関係)

(2) (三)の認定を受けた法人(主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた法人に限る。)の認定特定国際物流拠点事業に係る所得について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。 (第五十条第二項関係)

(六) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(五)の(1)の事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

(第五十一条関係)

5 経済金融活性化計画等

(一) 経済金融活性化計画に定める事項等

経済金融活性化計画に定める事項として、沖縄県が経済金融活性化特別地区において実施しようとする措置の実施を通じて経済金融が活性化されることにより見込まれる効果及び(二)の経済金融活性化措置実施計画の認定に関する基本的事項を追加することその他所要の規定の整備を行うこと。

(第五十五条の二及び第五十五条の三関係)

(二) 経済金融活性化措置実施計画の認定等

経済金融活性化特別地区において経済金融の活性化に必要な施設の整備その他の措置(以下「経済金融活性化措置」という。)を実施する者は、経済金融活性化計画に即して、経済金融活性化措置の実施に関する計画(以下「経済金融活性化措置実施計画」という。)を作成し、当該経済金融活性化措置実施計画が適当である旨の沖縄県知事の認定を申請することができるものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

(第五十五条の四及び第五十五条の五関係)

(三) 経済金融活性化特別地区における認定法人の実施状況の報告等

経済金融活性化特別地区における特定経済金融活性化事業の認定を受けた法人は、当該事業の実施状況について、毎年、沖縄県知事に報告するものとする。その他所要の規定の整備を行うこと。

(第五十六条関係)

(四) 中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例

認定経済金融活性化措置実施計画に従って実施する経済金融活性化措置及び認定特定経済金融活性化事業に関する中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例を設けること。

(第五十六条の二及び第五十六条の三関係)

(五) 課税の特例

(1) 経済金融活性化特別地区において認定経済金融活性化措置実施計画に従って認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供する設備を新設し、又は増設した(二)の認定を受けた事業者について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第五十七条第一項関係)

(2) (三)の認定を受けた法人の認定特定経済金融活性化事業に係る所得について、租税特別措置法で

定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(第五十七条第二項関係)

(六) 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

(五)の(1)の事業者に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

(第五十八条関係)

三 その他産業振興のための特別措置

1 中小企業の振興

国及び地方公共団体は、沖縄の振興に関する施策を推進するに当たっては、その実施に際して必要となる手続について簡素化又は合理化その他の措置を講ずることにより中小企業者の負担の軽減を図るよう努めるものとする。ことその他所要の規定の整備を行うこと。

(第六十六条及び第六十七条関係)

2 沖縄振興開発金融公庫の業務の特例

沖縄振興開発金融公庫が、沖縄において新たな事業を行う者に対して、その事業に必要な資金の出資を行うことができるものとする。

(第六十八条関係)

四 人材の育成等

国及び地方公共団体は、沖縄の振興に資する多様な人材を育成するために必要な教育に関する施策の充実に努めるものとする事。

(第七十六条第二項関係)

五 文化の振興等

1 地域文化の振興

国及び地方公共団体は、沖縄において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする事。

(第七十七条関係)

2 自然環境の保全等

国及び地方公共団体は、沖縄における脱炭素社会の実現に資するため、エネルギーの使用の合理化の促進、再生可能エネルギー源の利用の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする事。

(第七十九条第二項関係)

3 子育ての支援等

国及び地方公共団体は、沖縄における子どもの貧困対策の推進に資するため、貧困の状況にある子どもの教育に関する支援及び生活の安定に資するための支援、貧困の状況にある子どもに対する保護者の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、貧困の状況にある子どもに対する経済的支援、子どももの貧困対策を担うべき人材の育成及び確保その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(第八十条第三項関係)

4 デジタル社会の形成

国及び地方公共団体は、沖縄におけるデジタル社会の形成に資するため、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上の促進その他の必要な施策の充実に努めるものとする。

(第八十二条関係)

六 沖縄の均衡ある発展のための特別措置

1 北部地域及び離島の地域の振興

国及び地方公共団体は、北部地域及び離島の地域の地理的及び社会的条件が不利なものであることに鑑み、これらの地域の振興を図るため、産業の振興を図るために必要な措置、移住及び定住の促進

を図るために必要な措置等を講ずるよう努めるものとする。 (第八十六条及び第八十七条関係)

2 離島の旅館業に係る減価償却の特例

租税特別措置法で定めるところにより特別償却を行うことができる設備として、離島の地域内において旅館業の用に供する設備の改修に伴い新たに取得し、又は建設した建物及びその附属設備を追加すること。 (第八十八条関係)

3 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置

離島の地域内において旅館業の用に供する設備の新設、改修若しくは増設をした者又は畜産業若しくは水産業を行う個人に係る地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置について定めること。

(第八十九条関係)

七 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の有効期限を十年間延長すること。

(附則第二条第一項関係)

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部改正

一 拠点返還地の指定制度について、駐留軍用地が段階的にアメリカ合衆国から返還される場合の特例を創設し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、合同委員会において返還が合意されていない区域を含む土地の区域についても拠点返還地として指定することができるものとする。

1 当該指定に係る区域において一体的な土地利用が見込まれること。

2 当該指定に係る区域の相当部分について、合同委員会において返還が合意されていること。

(第二十六条第二項関係)

二 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第百二号)の有効期限を十年間延長すること。
(附則第二項関係)

第三 沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

一 駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進のため、沖縄振興開発金融公庫が行う業務の範囲を拡大すること。
(第十九条第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正

沖縄振興開発金融公庫の株式会社日本政策金融公庫への統合時期を十年間延長すること。

(第十一条関係)

第五 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正

一 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減に関する措置について、令和八年九月三十日まで（単式蒸留焼酎にあつては令和十四年五月十四日まで）延長して廃止するものとする。

(第八十条第一項第一号関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、沖縄振興計画に基づく事業等に対する特別の措置の適用の状況その他の改正後の沖縄振興特別措置法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めること。

(附則第三条から第十二条まで関係)

四 産業労働者住宅資金金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）を廃止すること。（附則第十三条関係）

五 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）を改正し、国が、沖縄科学技術大学院大学学園に対する財政支援の在り方その他同法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる時期をおおむね五年ごととすること。

(附則第二十四条関係)

六 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第十四条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十七条まで関係)